

岐阜県公報

目次

規 則

岐阜県建築基準法施行細則の一部を改正する規則	(建築指導課)	一
岐阜県建築基準法関係手数料の細目を定める規則の一部を改正する規則	(同)	二

号外 (27) 平成二十年四月一日

規 則

岐阜県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四十三号

岐阜県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県建築基準法施行細則(昭和二十六年岐阜県規則第九号)の一部を次のように改正する。

第十条の二第二項及び第三項を次のように改める。

2 省令第五条第一項の規定により知事が定める時期は、次の各号に掲げる建築物について当該各号に掲げる年を始期として、同年から三年ごととする。

- 一 前項第一号に掲げる建築物 平成十八年
- 二 前項第二号に掲げる建築物 平成十九年
- 三 前項第三号に掲げる建築物 平成十七年
- 四 前項第四号に掲げる建築物 平成十九年
- 五 前項第五号に掲げる建築物 平成十八年
- 六 前項第六号に掲げる建築物 平成十九年
- 七 前項第七号に掲げる建築物 平成十七年
- 八 前項第八号に掲げる建築物 平成十七年
- 九 前項第九号に掲げる建築物 平成十九年

3 省令第五条第四項の規定により知事が定める書類は、省令第一条の三第一項の表一の(い)項に掲げる図書(床面積求積図を除く。)、同表二の(五)項の(3)欄に掲げる室内仕上

げ表、別記第七号様式（第一項第八号に掲げる建築物に限る。）その他知事が必要と認める図書とする。

第十条の第三第二項を削り、同条第三項中「前項の規定による検査及びその結果の報告の」を「省令第六条第一項の規定により知事が定める」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県建築基準法関係手数料の細目を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四十四号

岐阜県建築基準法関係手数料の細目を定める規則の一部を改正する規則

岐阜県建築基準法関係手数料の細目を定める規則（平成十二年岐阜県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第三中	<p>一一 法第七条第一項（法第八十七條の二において準用する場合に限る。）に規定する建築物の建築工事の完了の検査の申請又は法第十八条第十四項（法第八十七條の二において準用する場合に限る。）</p>	<p>1 当該申請に係る建築設備が法第七条の三第四項（法第八十七條の二において準用する場合に限る。）に規定する建築物の建築工事中間の検査又は法第十八条第十八項（法第八十七條の二において準用する場合に限る。）に規定する建築物の建築工事の特定工程の完了の通知に対する検査を受けていないもの</p>	<p>一三、〇〇 ただし、小用昇降機には、八、〇〇</p>
<p>2 当該申請に係る建築設備が法第七条の三第四項（法第八十七條の二において準用する場合に限る。）に規定する建築物の建築工事中間の検査又は法第十八条第十八項（法第八十七條の二において準用する場合に限る。）</p>	<p>一三、〇〇 ただし、小用昇降機には、八、〇〇</p>	<p>〇円。荷物専ついで</p>	<p>〇円。荷物専ついで</p>
<p>別表第四一の項備考の欄中「申請に係る計画に法第八十七條の二に規定する昇降機が</p>	<p>に改める。</p>	<p>を</p>	<p>に規定する建築物の建築工事の完了の通知に対する審査に係るもの</p>

二 法第七条第一項（法第八十七條の二において準用する場合に限る。）に規定する建築物の建築工事中間の検査の申請又は法第十八条第十四項（法第八十七條の二において準用する場合に限る。）に規定する建築物の建築工事の完了の通知に対する審査に係るもの

一三 用昇降機は、

に規定する建築物の建築工事の完了の通知に対する審査に係るもの

限る。）に規定する建築物の建築工事の特定工程の完了の通知に対する検査を受けたもの

含まれている場合は、当該昇降機一基につき一万二千元（小荷物専用昇降機については、八千円）を加算する。」を削り、同表一の項及び三の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成二十年四月一日印刷
平成二十年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

印刷者
印刷所
定価一か年
四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜県尾文芸社